

京都市訓令甲第 33 号

文化市民局

建設局

区役所

京都市100万本植樹運動に係る樹木の寄付取扱規程の一部を次のように改正する。

平成22年 3月 31日

京都市長 門川 大作

第4条第1項中「建設局水と緑環境部緑地管理課」を「建設局水と緑環境部緑政課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(建設局建設企画部建設総務課)